

う農生第 23001 号
令和 7 年 4 月 23 日

市内馬飼養関係者及び馬の飼育者 様

うるま市役所農林水産部
生産振興課長 金城 博史
(公 印 省 略)

国内における馬インフルエンザの発生に伴う防疫対策の徹底について（お願い）

日頃より本市畜産振興にご協力いただき誠にありがとうございます。

本年 4 月 8 日、熊本県の馬（重種馬）飼養農場 3 戸において、我が国では 2008（平成 20）年以來となる馬インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生が確認されました。現在、熊本県では、感染馬の隔離、飼養馬の移動自粛、ワクチン接種指導、施設の消毒等によりまん延防止を図っています。本病は飛沫感染によって急速に伝播することから、馬の飼養衛生管理の徹底及び予防接種の励行により発生予防に努めるとともに、感染馬の早期発見・診断、隔離、移動の自粛、施設や器具の消毒等により感染拡大を防止することが重要です。

つきましては、馬飼養関係者及び馬の飼育者の皆様におかれましては、本病の発生予防及びまん延防止の徹底（別紙参照）をお願い致します。

本病が疑われる場合は、ただちにかかりつけの獣医師及び沖縄県中央家畜保健衛生所（098-945-2297）にご連絡し、当該馬群は他の馬群との接触を避けて飼養してください。

うるま市役所 農林水産部 生産振興課
担当：新崎（あらさき）、塩浜（しおはま）
TEL：098-923-7616
FAX：098-923-7686
MAIL：seisansinkouka@city.uruma.lg.jp

別紙

1 馬飼養農場における発生予防

馬の飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底するとともに、ワクチン接種の励行により本病の発生予防を図ること。

2 感染馬の早期発見

- (1) 飼養馬の健康観察を徹底し、発熱、呼吸器症状など、本病を疑う症状を確認した時は、ただちに獣医師に連絡すること。
- (2) 本病が疑われる場合は、当該馬群は他の馬群との接触を避けて飼養すること。

3 感染拡大の防止

馬インフルエンザが確認された場合は、感染馬の隔離、同居馬の移動自粛、感染馬が飼養される厩舎及び用いられた器具等の消毒等を徹底すること。また、周辺農場における監視の強化やワクチン接種の励行を図ること。

以上